

令和5年1月30日に受理した令和5年1月24日住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表します。

令和5年3月22日

山北町監査委員 佐野 勝 俊
同 瀬戸 顯 弘

第1 監査の請求

【請求人】

住所 山北町
氏名 A

【請求年月日】

令和5年1月24日

【請求の要旨】

1. 請求の要旨

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

湯川裕司町長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実

Bとの山北町ふるさと納税包括業務の委託契約について

(3) 違法または不当とする事実

(ア) 添付資料甲②町長インタビュー記事中「Bの取り分は（寄付額の）1割までいくか分からないが、去年の12月に（契約を）始めておせちの売上が2,500万円ぐらい。1割弱として200万円ぐらいはかれらの原資として入っていると思う。」について、Bと町とで契約している「山北町ふるさと納税包括業務に関する業務委託契約（以下、本件契約という。）」は、山北町契約規則第32条の2の規定により随意契約によることができる額は最大でも130万円と記載されていることから、同規則に違反している。また、山北町契約規則第33条では「なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない」と規定されているにもかかわらず、Bと1社随契を締結したことは同規則に違反している。

(イ) 本件契約はBと1社随意契約を行っている。随意契約及び1社随意契約の取り扱いについては山北町契約規則及び山北町随意契約ガイドラインで規定があり、①有利性の説明、②根拠法令等の明確化の説明が必要とされており、商工観光課担当者の説明では、①有利性の説明（添付資料甲③商工観光課回答別紙1）

町の課題として、町域の9割を占める森林の利活用、遊休施設の利活用、事業実施を推進するための財源となる、ふるさと応援寄附金の寄附増額を図りたいと考えて

いたところ、これらを包括する事業提案がありました。

この事業提案に共感した町長より、価格の有利性よりも町の課題解決が優先されることから、提案事業者を包括業務の受託者とするよう指示があり、1社随意契約による契約を締結した。

②根拠法令等の明確化

根拠法令等として地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当する。

と説明を受けた。

①の回答について、町長の「共感」という客観性や具体性を欠く理由で1社随意契約を締結したことは「誰が見てもそうせざるを得なかったとわかる」理由になるはずがない。また、「町の財源を一切かけず、ふるさと応援寄付金の受託料により事業者が自ら対応するという、これまでにないスキームの事業提案があり、これらは他の事業者よりも有利性があると町長が判断した」と記されているが、山北町がふるさと納税で得た寄附金は紛れもなく町の財源であるため、「町の財源を一切かけず」という部分は全くの事実誤認である。また、「他の事業者よりも有利性がある」との説明について、公募型プロポーザル等の入札方式を採用していないのであるから他の事業者と比較しようがなく、意味不明である。

②の回答について、ふるさと納税の市場規模の拡大によりふるさと納税を対象とした各種サービスを実施する民間企業はあまた存在する。このため、多くの自治体は公募型プロポーザルの入札方式を採用して業者を選定している。これは返礼品のPR力や情報発信力といった業者が持つ優位性をプレゼンテーションなどで競わせ、より能力が高い業者を選定するとともに、民間企業の公平・公正な競争を確保する上で非常に重要な手法と言えることから、このような契約こそが「競争入札に付すべき事案」である。

これらのことからBとの1社随意契約は山北町契約規則及び山北町随意契約ガイドラインに違反している。

(ウ) 不当な契約をなぜ、山北町は締結したのか。それは添付資料甲①の「報告書」を読めば、町長と同社との個人的なつながりや、町長の強い意向で契約締結に至ったことが分かる。

令和3年6月28日付の報告書では、町長の発言として「先日、(同社側・黒塗り)よりLINEが届いた」とする発言があり、同社の設立前から同社側の人間と個人的なやり取りをしていたことが分かる。さらに、町長は同社との契約締結を前提とするように「山北町のふるさと応援寄附金の包括業務を受託するためには、町内に事業所所在地を置く必要がある」などと同社側の意向を商工観光課の職員に伝えて便宜を図り、町内にある旧高松分校を同社の事業所として使用させても問題ないかを確認している。

また、同社設立直後の同年8月30日付の報告書では、ふるさと納税新規ポータルサイト(C、D)の開設時期について課長から「1-2か月かかる」などとの説明を受けた町長は「できるだけ早くやれることはやってしまいたい。どういった方法があるかわからないが、会社も立ち上がっているので、契約関係も早めに行いたいところである。

もしわからないところがあれば、期間を1年と短くしておいて来年中身を精査すればいい」などと職員に指示し、同社との契約関係を急がせている。

山北町のふるさと納税は「おせち」「ローストビーフ」といった返礼品を筆頭に年間7億～8億円の寄付を得ており、町にとって貴重な税収源となっている。請求人が行った情報開示請求では同社に支払われている委託料率は明らかにされなかったが、添付資料甲②のインタビューでは寄付額の「1割弱」程度の金額が同社に支払われていることが分かっている。

今後、同社がポータルサイト（C、D）を活用して寄付額を増やせば、同社が得られる委託料は数千万円に増額される可能性がある。つまり、不当な手続きを経て契約を結んだ同社に多額の税収を天引きされてしまう事態になってしまう。

この点、同年10月1日付の報告書では、商工観光課の職員が同社から提示されている委託料率では町が得られる税収が「かなりの額が減額されるシミュレーションとなっている」ことの懸念を伝えている。それにもかかわらず町長は「新たなポータルサイトを活用することで寄附金総額が増えることになるので、特段問題ないと考えている」として意に介していない。

町の貴重な税収の増減に関わる重要な局面において、町行政のトップを預かる町長がなぜこんなにも浅薄な判断をし、「公募型プロポーザル」の入札方式を使用せず、設立間もなく何の実績もない同社との契約を推し進めたのか。その背景には町長としてではなく、「湯川裕司」個人として同社と深いつながりを持ち便宜を得ようとする姿勢がある。

添付資料甲①の「業務委託契約書」の（総則）には、「本業務委託計画書はCFO事業（山北町が保有する森林を活用した企画、集客、PR事業）を主軸とし、山北町とBが連携し事業を行う」と記されている。

ここに出てくる「CFO」とは、「Children Forest Officer」の略で、町長が「湯川裕司」個人として令和4年2月4日に商標登録した商標（添付資料甲④）である。

つまりこの契約は、町の貴重な税収の一部を同社に横流しし、さらには山北町ではなく「湯川裕司」個人が商標登録をした「CFO」の活動を推進してPRするという、町行政の私物化以外の何物でもない契約といえる。

（4）町に生じている損害

山北町とBが令和3年11月24日に締結した「山北町ふるさと納税包括業務」に関する業務委託契約は、山北町契約規則と山北町随意契約ガイドラインに違反した不当なものである。この不当な契約によって、町がふるさと納税で得られるはずだった税収の一部（少なくとも200万円程度）が同社に対して不正に支出されており、町に損害が発生している。

（5）求める必要な措置

Bと契約している本件契約を破棄し、山北町は契約締結から現在に至るまでに同社に支払った委託料を回収し、回収できないものについてはこの契約を締結するように町職

員に指示した湯川町長が補填するよう、然るべき措置を求める。

2. 事実を証する書面

- ・甲①令和5年1月6日付開示文書
- ・甲②令和4年8月16日町長インタビュー記事
- ・甲③令和5年1月20日付商工観光課回答
- ・甲④「ChildrenForestOfficer」商標登録資料

第2 請求書の受理

1. 山北町職員措置請求書の補正について

令和5年1月24日に提出された山北町職員措置請求書の内容に不備が認められたため、同月27日付けにより補正を求め、請求人は同月30日付けで補正書を提出した。

2. 請求の要件審査について

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年1月30日受理を決定した。

ただし、1. 請求の要旨（3）（ウ）については同条の要件を具備していないため、監査対象から除外することとした。

※法第242条第1項は、監査請求の対象となるものとして当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員の、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について規定している。すなわち、山北町の財務会計上の行為であることが対象要件であることから、1. 請求の要旨（3）（ウ）は監査対象とはしない。

第3 監査の実施

1. 監査対象事項

（1）監査対象となる財務会計上の行為

本件措置請求書の内容から、次の委託契約の締結およびそれに伴う関係書類等を監査対象とする。

契約日 令和3年11月24日
業務名 山北町ふるさと納税包括業務
受注者 神奈川県足柄上郡山北町

B

（2）監査の着眼点

- （ア）本件契約を随意契約で締結した事務手続きについて、違法・不当な点は認められるか。
- （イ）2社以上による競争入札又は公募型プロポーザルの入札方式はできなかったのか。
- （ウ）契約金額等は適正か。
- （エ）本件契約に定める業務は適正に履行されたか。

2. 監査対象部署

商工観光課

3. 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、令和5年2月22日に請求人の陳述を聴取した。概要は次のとおり。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 随意契約の理由について

甲3商工観光課の回答で1の後に私の質問の記載があるが省略されており、「プロポーザル等の競争をさせずになぜ1社随意契約を結んだのか」という問いも含まれている。

Bは令和3年度から委託契約を結んでいるが、実績が見えてこないし、この契約によって山北町にメリットがあったのか、町からの説明もない。町長が共感したということを経由に1社随意契約できるということを町民に説明できるのか。このままだと来年度も契約更新することになってしまう。

こういった中間事業者の契約について、他市町村では公募型プロポーザルの方式を採用しているので他の自治体も参考にしていきたい。また、鎌倉市は1社随意契約を行っているが、Eといった大手と契約しており、ビジネスの枠組みが出来ているため、ここに委託しないと事業ができないといった説明が市ホームページに掲載されている。

Bについて、1人は山北町に住んでいるようであるが、町外在住である人たちが「山北町のふるさと納税の情報発信をして恩恵をもたらしてくれる。子供たちに美しい自然を、山を引き継ぐ事業ができる。」ということを経得せよと言われても説明がつかないと思う。今回、CFOについては山北町長の商標登録で、子供たちに美しい山をどうやって引き継いでいくかという理念という話であるが、今回の監査請求の意義づけをするのであれば、こういった謎の契約をだれもチェックせず監査せずにご自身山北町の子供たちにこういった町行政を引き継ぐのかということが問われていると思っているので、監査委員には適切な判断をしていただきたい。

(2) CFOの取り扱いについて

証拠資料を見ていただければわかるが、契約内容についてはCFO事業が主軸とされている。これは湯川町長個人の商標である。仮に町長が変わった場合などにこのCFO事業の商標等を次の町長に引き継いでいけなくはないと思うが、そういった個人的な商標登録を行政が引き継ぐことが可能なのか。ユーシンプルーは山北町の商標である。CFOが山北町の商標であればわかるが、個人の商標であり、なぜ税金を使って引き継いでいけなくはないのか、町民に説明がつくのかという思いもあり、請求書の中で書かせていただいた。

(3) 町に生じている損害について

令和3年度の契約では200万円程度と町長から聞いているが、私の方で令和4年度は把握していないので、令和4年度分も含めたものが損害になると考えている。

証拠資料を読めばわかると思うが、Bの設立前から湯川町長が個人的にLINEを受けて事業所の場所はどこか、商工観光課に確認していたり、役場の職員も町の税金にかかることなので、ふるさと納税の税収に係る内容の懸念も町長に伝えているが、町長は問題ないだろうという発言である。実際に令和2年度から令和3年度で1億円程度減っている。どこまで因果関係があるか分からないが、なぜこれほど実績もなく、設立前から1社の業者に肩入れし、今回の契約をしているのか疑問でしかない。理由があるのであればちゃん

と町民に説明する場を作るべきだがない。この状況をこのままにしておいてよいのか。

4. 関係職員等の陳述

令和5年2月10日及び22日に商工観光課長、同主幹、同主事の陳述を聴取した。概要は次のとおり。

(1) 随意契約で締結した事務手続きについて

1社随意契約の有利性としては、町の課題として、町域の9割を占める森林の利活用、遊休施設の利活用、事業実施を推進するための財源となる、ふるさと応援寄附金の寄附増額を図りたいと考えていたところ、これらを包括する事業提案がBからあり、このような事業提案を行い実施する事業者は他にいないことから、施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、1社随意契約による契約を締結した。

(2) 契約金額等について

委託料については、管理するポータルサイトで寄附受付を行った納税寄附金額に応じ、契約で定めたパーセンテージ分の金額が支払われているが、契約しているパーセンテージが高い、高くないといった比較検討はなかなか難しい。

例えばポータルサイトで考えると、FはF'、GはG'、CはC'等でポイント還元等のキャンペーンを実施しており、こういった事業を行っている経費が委託するパーセンテージに影響する。事業の実施や経費に対するパーセンテージへの影響もそれぞれの事業者の考え方によるためである。

(3) 業務の履行について

検査調書等により本件契約内容が履行されていることを確認しており、返礼品等について、ポータルサイトへ見栄えの良い写真、名前・コメント等を入れた写真の登録を行っている。また、契約前まではポータルサイトへ登録していなかった返礼品等を新たに登録している。

第4 監査の結果

1. 事実関係

山北町職員措置請求書及び事実証明書、補正書、関係職員が提出した関係書類及びその説明並びに監査委員が調査した証拠の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 契約に係る事務手続きについて

(ア) 契約の締結方法

【契約方法の原則】

地方自治法の規定により、売買、貸借、請負その他の契約の原則的方法は競争入札であり、例外的に随意契約によることができるとされている。随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、地方自治法施行令で定める場合に限り行うことができるとされている契約方法である。

【契約手続きの流れ】

山北町における委託契約手続きの概要は次のとおりである。

・競争入札（設計金額50万円超）※設計金額50万円以内は随意契約による。

①委託業務執行伺を作成。

設計書、その他資料を添付。

※300万円以下は副町長、200万円以下は財務課長決裁。

②委託業務執行依頼書を作成し、契約担当課に提出。

委託業務執行伺を添付。

③契約担当課で入札の執行。事業者を決定。

④入札金額により支出負担行為書を作成。

契約書（案）を添付。

⑤契約担当課にて事業者と契約締結。

⑥担当課と委託事業者により委託業務を遂行。

⑦業務完了。財務課にて完了検査を行い、検査調書作成。

⑧支出命令書を作成し、契約金額の支払い。

検査調書（写）、請求書を添付。

（イ）随意契約に係る事務手続き

【随意契約とは】

随意契約とは、競争の方法によることなく任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式であり、競争入札を原則とする地方公共団体が行う契約の例外的方法である。施行令第167条の2第1項には随意契約によることができる場合が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外にはできない。

随意契約は2社以上から見積書を徴収する“競争性のある随意契約”と1社のみから見積書を徴収する“競争性の無い随意契約”に分かれ、前述のとおり、地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則となるため、複数者から見積書を徴収することが前提となる。

【随意契約の手続き】

※見積書を徴収できない場合は、起案。

※50万円超の1社随契は、契約担当課と委託業務執行伺、起案を合議。

入札に付すべき金額を超えて随意契約とする場合には必ず事前に契約担当課と内容について協議し、そのうえで合議決裁とする必要がある。特に、1社随意契約とする場合は、次の2点が説明できることが必要である。

①有利性の説明・・・1社随意契約の場合は価格の有利性よりも優先される事項があると認められるため、選定業者を1社とする理由、その業者を選定した理由を、誰が見てもそうせざるを得なかったとわかるように説明できること。

②根拠法法令等の明確化・・・1社随意契約は政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない場合に適用することができるため、施行令第167条の2第1項第2号から第9号のどの号に該

当するかを明らかにすること。

【施行令第167条の2第1項第6号の規定（競争入札に付すことが不利と認められるとき）】

競争入札に付して契約を締結するのは、公平な契約の締結を期すこと、また、競争の利益を享受することにあるが、本号は、競争入札に付すことが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当する。この「競争入札に付すことが不利」の解釈は、価格面の有利、不利ですが、次のようにその業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

- ①契約履行中の者に履行させた場合には、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
- ②現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- ③早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる恐れがあるとき。
- ④契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる町民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合。

(2) 本件契約に係る事実関係

(ア) 契約金額等について

本件契約については起案による手続きが行われており、委託料については、管理するポータルサイトで寄附受付を行った納税寄附金額に応じ、契約で定めたパーセンテージ分の金額が支払われていることを確認した。

(イ) 1社随意契約の有利性

町の課題として、町域の9割を占める森林の利活用、遊休施設の利活用、事業実施を推進するための財源となる、ふるさと応援寄附金の寄附増額を図りたいと考えていたところ、これらを包括する事業提案がBからあり、このような事業提案を行い実施する事業者は他にいないことから、1社随意契約による契約を締結したことを確認した。

(ウ) 1社随意契約の根拠法令等

施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、1社随意契約による契約を締結したことを確認した。

(エ) 本件契約に定める業務の履行について

検査調書等により本件契約内容が履行されていることを確認した。また、返礼品等について、Bが見栄えの良い写真や写真に名前・コメント等を入れてポータルサイトへ登録したり、契約前まではポータルサイトへ登録していなかった返礼品等を新たに登録しているということを確認した。

2. 監査委員の判断

(1) 1. 請求の要旨 (3) 違法または不当とする事実 (ア) について判断する。

(ア) 法第234条第2項は「随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定しており、これを受け施行令第167条の2第1項で随意契

約によることができるところを規定している。

- (イ) 山北町契約規則第32条の2の規定は施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額を定めているが、本件契約については施行令第167条の2第1項第6号を理由に随意契約を締結しているため、施行令第167条の2第1項第1号を理由に規則で定める額を超えて契約している訳ではない。
- (ウ) 次に、山北町契約規則第33条に規定している「随意契約によろうとするときは、あらかじめ第16条の規定に準じ、予定価格を定めるとともに契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない」について、原則として随意契約を締結する場合に2人以上から見積書を徴することを規定しているものであるが、施行令第167条の2第1項第2号から第9号のいずれかに該当し、その理由が明確に説明できる場合は1社随意契約とすることが可能とされており、本件契約は施行令第167条の2第1項第6号を理由に1社随意契約を締結している。
- (エ) 本件契約の随意契約の理由や根拠法令については(2)にて判断を行うが、手続方法に関して1. 請求の要旨(3) 違法または不当とする事実(ア)については、違法であるとは認められない。

(2) 1. 請求の要旨(3) 違法または不当とする事実(イ)について判断する。

- (ア) 施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付すことが不利と認められるとき)の規定による場合、山北町随意契約ガイドラインには、競争入札に付すことが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当し、「競争入札に付すことが不利」の解釈は、価格面の有利、不利だけでなく、業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求されるとされている。
- (イ) 商工観光課は1社随意契約により締結した理由を次のように説明する。

「町の課題として、町域の9割を占める森林の利活用、遊休施設の利活用、事業実施を推進するための財源となる、ふるさと応援寄附金の寄附増額を図りたいと考えていたところ、これらを包括する事業提案がBからあり、このような事業提案を行い実施する事業者は他にいないことから、施行令第167条の2第1項第6号に該当するものとして、随意契約により締結した。」
- (ウ) この事業提案について、詳細な内容及び進捗等を商工観光課に確認したところ、「商工観光課に対しては、Bからの詳細な内容の資料提示等はなく、現状で提案されている事業は進んでいないものと考えている。」ということだった。また、Bに他自治体等において本件のような委託実績があるか確認したところ「Bは4人の個人事業主が集まって、町内にBを起業したと認識している。」ということのみであった。
- (エ) 1社随意契約とする場合の有利性の説明としては「価格の有利性よりも優先される事項が認められるという具体的な内容、その業者を選定した理由を誰が見てもそうせざるを得なかったとわかるように説明できること。」となっており、商工観光課の回答は価格の有利性よりも優先される事項が認められるという具体的な説明ではなく、事業者として実績もないことからその業者を選定した理由について、誰が見てもそうせざるを得な

ったと説明できているとは言えない。また、施行令第167条の2第1項第6号を適用する場合は「競争入札に付すことが納期・工期や経費等の面で不利となること」の具体的な説明が必要になるが、商工観光課からの説明はなかった。

(オ) これらのことから1. 請求の要旨(3) 違法または不当とする事実(イ)について、Bを契約の相手方とし、施行令第167条の2第1項第6号を理由として1社随意契約することが妥当であるとする理由は見出し難く、その判断は合理的ではないと認められる。

(3) 1. 請求の要旨(4) 町に生じている損害について

請求人は、本件随意契約が不当であり、この不当な契約によって、町がふるさと納税で得られるはずだった税収の一部が同社に対して不正に支出されており、町に損害が発生していると主張している。

Bは中間事業者として、返礼品等の見栄えの良い写真の撮影、名前・コメント等を入れた写真のポータルサイトへの登録、契約前までポータルサイトへ登録していなかった返礼品等を登録する等、仕様書にある業務は適切に履行しており、委託金額のすべてが不正に支出されているとは言い難く、これまでに認定したとおり、本件契約については1社随意契約でなく、競争性を確保すべきであったことから、適正な契約手続きを経て、価格や事業内容等の競争性が発揮された場合の契約額等との間に差額があることによる損害について判断する。

(ア) 本件契約については1社随意契約でなく、競争性を確保すべきであったが、これによらず特定の業者のみを交渉相手とし、見積りの査定や価格交渉等の業務を適切に行わずに当該業者と随意契約を締結していたものであるから、本件契約の締結に係る価格や事業内容等の競争性が失われていたと考えられる。

(イ) しかし、本件契約の締結によって、町に損害が生じているというためには、上記(ア)のように、一般論として高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、本件契約について適正な委託料等を超えるという具体的な証拠が認められなければならない。

(ウ) この適正な委託料等については、一定の価格や事業内容等の競争がなされた場合の価格等を認定すべきこととなるが、現時点でこれらについて導き出すことは困難であった。

(エ) したがって、本件契約が価格や事業内容等の競争性が発揮された場合の適正な委託料等を超えるという事実を確認することはできず、具体的な損害が町に発生していると認めることはできない。

3. 結論

以上のとおり、本件契約については合理的ではない判断があったと言わざるを得ないが、その行為の結果、町に明らかに損害が発生しているとは認められなかった。「住民監査請求は、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があったとしても、それが市に損害をもたらすと認められない場合は対象にならない。」(平成6年9月8日最高裁判決)とされているところ、本件請求には理由がないものとして、これを棄却する。

第5 意見

本件請求における監査の結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、次のとおり意見を述べる。

本件契約については、特定の業者のみとの交渉に基づく契約を締結しており、合理的ではない判断により、法令、規則等において定められた契約における競争性、公正性、透明性等を担保するための規制が順守されていないおそれがあることが認められた。

契約行為にあたっては、関連法規の趣旨、山北町随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の重要性を再認識すること。また、町長は本件契約について速やかに適正な契約手続きとなるよう改善を求める。